

# 令和6年 裾野市議会 産業建設水道委員会 継続審査（令和5年 第92号議案）

1月29日（月）	産業建設水道委員会	・・・・・・・・・・	2
	建設部 みどりと公園課	・・・・・・・・・・	2
	討論・採決	・・・・・・・・・・	5

裾野市議会 産業建設水道委員会

令和6年1月29日(月)

10時00分 開会

○委員長(土屋主久) ただいまから、産業建設水道委員会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、12月定例会で継続審査となりました、令和5年第92号議案裾野市都市公園条例の一部を改正することについて の審査を行います。

審査の方法は、当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。

令和5年第92号議案につきましては、本日質疑が全て終了した場合、討論・採決まで一括して行います。

なお、本日審査が終了しない場合は、後日、委員会を再度開催することとします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(土屋主久) ご異議ありませんので、そのようにいたします。ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。次に、委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。質疑について、委員外議員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(土屋主久) ご異議ありませんので、そのようにいたします。なお、委員外議員の発言は、本委員の発言終了後といたします。また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

**建設部**

○委員長(土屋主久) ただいまから、建設部みどりと公園課の審査を行います。建設部長の総括説明を求めます。建設部長。

(建設部長、説明)

○委員長(土屋主久) 総括説明は終わりました。

**みどりと公園課(令和5年第92号)**

○委員長(土屋主久) 次に、みどりと公園課長の説明を求めます。みどりと公園課長。

(みどりと公園課長、説明)

○委員長(土屋主久) 次に、みどりと公園課主席主査の説明を求めます。主席主査。

(みどりと公園課主席主査、説明)

- 委員長(土屋主久) 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。小林俊委員。
- 委員(小林俊) 別表の使用料ですけれども、要は、他で決まっているものと同じにしています、と、そういう意味ですか。今の話は。
- 委員長(土屋主久) みどりと公園課長。
- みどりと公園課長 料金の定め方とかに関して、やり方を同じようにしているということです。
- 委員長(土屋主久) 小林俊委員。
- 委員(小林俊) 金額は。定め方が同じということと金額が同じということは違うように思うんですが、金額はどうなんですか。
- 委員長(土屋主久) みどりと公園課長。
- みどりと公園課長 金額は違います。
- 委員長(土屋主久) 小林俊委員。
- 委員(小林俊) どういう風に違うんですか。
- 委員長(土屋主久) 小林俊委員。
- 委員(小林俊) 他の市町うちの料金の金額は違っております。
- 委員長(土屋主久) 小林俊委員。
- 委員(小林俊) 暫時休憩願います。
- 委員長(土屋主久) 暫時休憩します。
- 委員長(土屋主久) 再開します。小林俊委員。
- 委員(小林俊) 価格レベルは妥当なんですかっていう質疑を前にしたと思うんですが、それはどうなんですか。
- 委員長(土屋主久) みどりと公園課主席主査。
- みどりと公園課主席主査 別表の法第5条第1項の規定による公園施設の設置の許可及び第7条第1項又は第3項の規定による行為の許可についての使用料につきましては、公園施設として必要な電気施設の設置が可能になるように、民間事業者が入りやすい、参入しやすい使用料として妥当であるというふうに考えております。
- 委員長(土屋主久) 小林俊委員。
- 委員(小林俊) その間の6条のところは。
- 委員長(土屋主久) みどりと公園課主席主査。
- みどりと公園課主席主査 そちらにつきましては、先ほども説明しましたとおり県内市町、県も含めまして都市公園条例というものの、占用に係る占用料は道路占用料等徴収条例を基本的にはそちらを参考に価格を設定しているという決め方がありましたのでそちらを我々も倣いまして市の道路占用料等

徴収条例を準用していますので、金額は妥当であると考えています。

- 委員長（土屋主久） 小林俊委員。
- 委員（小林俊） 準用しているということは同じにしているということで良いですか。
- 委員長（土屋主久） みどりと公園課主席主査。
- みどりと公園課主席主査 金額は同じです。
- 委員長（土屋主久） その他ございますか。二ノ宮委員。
- 二ノ宮委員 第20条で、既納の使用料は還付しないということが記載されているんです。で、(1)で使用者の責に帰さない理由によって使用することが出来なくなったとき。というようなことが書いてあるんですけど、これは既に納めた使用料は還付しないということ、だけども、(1)あたりに該当する場合は全部又は一部を還付することが出来る。還付することが出来るよりも、書き方の問題だと思うんですけど、還付しなければならない方が適切かな、なんて思うんですけど、還付することが出来るというふうになっているのは、これは申請書をまた出すということですか。
- 委員長（土屋主久） みどりと公園課主席主査。
- みどりと公園課主席主査 基本的には申請者の申請によるものだと考えておりますので、今おっしゃられたとおりの取扱いで想定しております。
- 委員長（土屋主久） 暫時休憩します。
- 委員長（土屋主久） 再開します。小林俊委員。
- 委員（小林俊） 還付の申請書のフォームみたいなものはあるんですか。
- 委員長（土屋主久） みどりと公園課主席主査。
- みどりと公園課主席主査 今、そこまでの申請書は用意しておりません。
- 委員長（土屋主久） 小林俊委員。
- 委員（小林俊） これから用意出来るんでしょうか。
- 委員長（土屋主久） みどりと公園課主席主査。
- みどりと公園課主席主査 はい、これから作ります。
- 委員長（土屋主久） 暫時休憩します。
- 委員長（土屋主久） 再開します。みどりと公園課主席主査。
- みどりと公園課主席主査 すみません。訂正いたします。申請書につきましては様式で定めることにしておりますので、今、お手元に様式例はお配りしていないんですけども、様式第16号 都市公園使用料還付申請書で取扱います。
- 委員長（土屋主久） その他ございますか。小林俊委員。
- 委員（小林俊） 先ほど別表の額の説明の時に、要は業者さんが使い易いように設定しているんですよ。という話があったと思うんですけど、そういう

観点で、市としては、管理者である市としては「どんどん使ってくださいね。」という方向でこの条例を運用していくという解釈で良いですかね。

- 委員長（土屋主久） みどり公園課長。
- みどり公園課長 基本的にはやはり使って頂きたいという思いはありますので、そのような考えで良いと思っています。
- 委員長（土屋主久） 小林俊委員。
- 委員（小林俊） 基本的じゃない場合はどういうことがあるんですか。
- 委員長（土屋主久） みどり公園課長。
- みどり公園課長 公園利用者に使って頂きやすいような公園にするということの中で考えております。
- 委員長（土屋主久） よろしいですか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（土屋主久） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けします。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（土屋主久） 以上で質疑を終わります。暫時休憩いたします。

（自由討議は行わないことに決定した。）

#### 討論・採決

- 委員長（土屋主久） 再開いたします。ただ今から令和5年 第92号議案 裾野市都市公園条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（土屋主久） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。ただ今から、採決致します。本委員会に付託されました、令和5年 第92号議案 裾野市都市公園条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり。）
- 委員長（土屋主久） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。  
以上で、本日の審査は全て終了いたしました。審査の経過及び結果については、来る2月定例会の本会議で委員長報告を致します。  
審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます、産業建設水道委員会を閉会致します。

10時24分 閉会